

財務 VOL.84

「重加算税と役員賞与」「交際費」～判決・判例より～

税務署と納税者との争いにおける**裁判所の判決**(又は**国税不服審判所の裁決**)事例には、税務判断を行うにあたって参考となる内容が多分に含まれています。税務調査の現場においては、調査官から“何の法的根拠もない不当な指摘”を受けることも少なくありませんので、安易に言いなりにならないよう、又は普段から税務調査を意識した準備や対応ができるよう、なるべく身近な事例を取上げ定期的にポイント解説致します。

今号におきましては、「重加算税と役員賞与」及び「交際費」の事例についてご紹介致します。

I. 重加算税と役員賞与

1. 重加算税

売上を故意に申告しなかったり、架空の経費を計上したりして、税額を少なく申告した場合、重いペナルティである**重加算税**(追徴税額の35～40%の罰金)が賦課されることがあります。例えば、**非事業用口座に入金されている収入**(健診料、歯科における金属売却収入等)の**計上漏れ**があった場合に、調査官に「(わざわざ非事業用口座への入金は故意による申告漏れとの理由で)重加算税の対象です」と指摘されることがよくありますが、この指摘は果たして適切なのでしょうか？

これについて参考となる判決があります。

売上代金をわざわざ元従業員が営業用に使用していた個人名義の口座に入金させることで**多額の収入の計上漏れ**があった事例につき、平成22年12月17日の判決では、「重加算税を課すにあたっては、“**仮装**(名義を装うなど事実をわい曲する等、存在しない事実を存在するように見せかけること)”又は“**隠ぺい**(売上除外、証拠書類の破棄等、課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すこと)”によって、税額を少なく申告したと認められれば足りる」とされ、**重加算税の対象になると判断**されています。

ここでのポイントは、「**仮装**」「**隠ぺい**」という2要素の前提として当然に存在する「**故意に**」の概念です。さらに加えて重要な観点は、この2要素についての「**立証責任は税務当局サイドにある**」という点です。

上記のように、他人名義の口座(＝仮装)へ売上代金を入金させる等のあからさまなケースの立証は容易でしょうが、例えば、医療法人設立直後の収入が手続的なタイムラグで個人医院時代の旧事業用口座に入金され、しかも金額的にも僅少であれば、単なる「事務処理上の過失」として反論の余地は十分にあるでしょう。逆に「故意に売上を除外した」という確たる反証を行うには相当困難を伴うものと思われれます。

「重加算税」については、単に追徴税が高額という側面だけでなく、一度「**重加算税**」がついてしまえば、**税務当局内では管理上、他の法人と区別して“要注意先”としてブラックリストに載ることとなり、次回以降の税務調査のサイクルも短くなる等、**

デメリットが少なくありません。安易に税務当局の言いなりにならないよう注意が必要です。

2. 役員賞与

上記1のような売上計上漏れ事例に関連して、合わせてよく指摘を受ける論点として**役員賞与**があります。医療法人の場合、計上漏れの売上がそのまま先生個人に流用されたとして**役員賞与**と指摘されることが多々あります。役員賞与と認定されますと、従業員に対する賞与と同様に源泉所得税が課されるだけでなく、「**不定期な役員給与**」として法人の経費になりません。要するに、**二重の意味で税金が余分に課されます。**

しかし、上記1.で取り上げた判決では、この点についても議論されており、法人の収入が個人の口座に入金されたとしても、「**当該個人が『これを何らかの形で取得し、あるいはその経済的利益を享受したことが積極的に立証されるか、少なくとも、それを推認するに足る事実が立証され』なければ賞与とはならない**」と判断され(つまり個人的な資金用途の立証が不可欠)、税務当局サイドの**役員賞与との指摘は認められません**でした。

ここでも、税務当局の立証責任のハードルが高いことがわかり頂けるでしょう。現実には、調査現場における交渉の過程で、「**質疑応答記録書**」なる書面に「除外した売上を個人の生活費に充てた」と納税者自ら記載してサインするよう強要されるようなこともあります。決して安易に応じるべきではありません。

II. 交際費

3. 商品券

贈答用の商品券を交際費として経費にする場合、

「〇/〇 〇〇医院 〇〇先生 〇万円」

「〇/〇 〇〇大学 〇〇教授 〇万円」

といったように、贈答先を**リスト化**しておく必要があります。ただし、そのリストが「関係者」「〇〇の社員」といった大雑把なものである場合は注意が必要です。

水戸地方裁判所の判決(平成27年1月29日)では、リストには、「工事関係者」「イベント」等の**抽象的な記載しかされておらず**、「リストやその他の資料は、『商品券の具体的な配布先(＝誰に)、配布時期(＝いつ)、配布金額(＝いくら)等を明らかにするに足りるものとは認め難く』、『具体性を欠くものといわざるを得ない』から、『業務との関連性を認めることはできず』、**商品券を経費にすることはできない**」と判断されています。

考えてみれば当然のことですが、改めて上記のような**具体的な贈答先リスト**の作成が必須といえます。なお、裁判所の認定事実によれば、税務署が上記3要素のうち重要視していたのは「配布先(＝誰に)」と「配布金額(＝いくら)」であり、「詳細な配布日時(＝いつ)」につきましては明らかでなくても商品券が経費として認められる余地があるものと思われれます。